

## ポイント

(令和7年度漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

### 1. 趣旨

令和7年度計画において「業務運営の検証委員会で検証することとしている「社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」の取組の他、「保険事故率の低減に向けた取組の実施」「適切な求償権の管理・回収の取組の促進」の取組についても、中期目標達成を図る観点から検証を行った。

### 2. 検証の結果

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けへの対応について以下を確認した。

- 新たな資金ニーズの的確な把握及び保証引受推進を図るため、
  - ①海業への取組として水産庁が作成した「海業の取組事例集」の中から、漁業近代化資金の融資対象となる取組を整理した「海業ブックレット」を作成し、基金協会を対象に説明会を実施したこと
  - ②スマート水産業への取組としてJFマリンバンク水産業連絡会議に参加し情報収集を行ったこと、また主務省と意見交換を行い、基金協会を対象に水産庁やスマート機器を取り扱う業者を招いて各種情報提供を実施予定であること
  - ③「漁業近代化資金の補完融資」及び「日本政策金融公庫との協調融資」に係る事業資金について、令和8年度から近代化資金の保険料率を適用することとしており、設備資金に係る保証・保険のより確実な引受や、地元金融機関で行われていた協調融資部分の取り込みが図られ、保証残高

の増加が期待されること

- 漁業信用保証保険制度の周知を図るため、全国漁業信用基金協会と共同で作成した「タオル」「2026年カレンダー」を制度普及媒体として関係先に配布したほか、職員がシーフードショーにおいて、水産業者や新聞社等にパンフレットの配布を実施したこと
  - 漁業信用基金協会との連携を促進するため、4協会連絡協議会及び基金協会のブロック会議に参加するとともに、基金協会を対象にWeb説明会を実施し、意見交換を行ったこと  
また、漁業信用保証保険事業助成金における「協会独自取組」の配分を高めるなど、基金協会の取組を支援したこと
- (2) 保険事故率の低減に向けた取組の実施への対応について、以下を確認した。

ア 保険引受審査について

- 大口保険引受案件について、財務諸表等による信用リスク分析や財務の健全性の確認などの実態把握を全件行うなど、基金における引受審査が適正に行われていること
- 保証引受審査の際に留意すべきポイントを整理した「大口事前協議における信用基金の審査視点」を作成し、基金協会へ提示したこと
- 大口事前協議において、資金繰り計画や操業計画の精査や適正な運転資金の規模などの検証を全件実施した結果、

基金協会において、運転資金が適正な規模で引受されていること、また「審査のポイント」を活用した適確な保証審査がなされていること

イ 期中管理について

- 令和5年度に定めた「期中管理強化に向けた共通審査項目と期中管理の行動指針」に基づく期中管理に取り組む県域が少数にとどまるため、期中管理に係る「共通ヒアリングシート」を作成し、延滞率に課題が認められる県域を対象に実態把握を行い、懸念事項等を当該県域に報告したこと

(3) 適切な求償権の管理・回収の取組の促進への対応について、以下を確認した。

- 償却等の判断を円滑にするため、基金協会の「求償権償却基準（例）」及び「管理停止基準（例）」の見直しを行ったこと
- 固定化した求償権の解消に向け「求償権の償却基準等の運用に関するガイドライン」を令和7年7月に策定し、基金協会に提供するとともに、ブロック会議で説明を行ったこと

(4) その他事務処理の適正かつ迅速な実施への対応について、以下を確認した。

- 令和7年度上半期における各事務（大口保険引受事前協議、保険金支払審査、短期資金貸付審査事務）について、いずれも標準的な処理の期間内に案件を処理したこと

○ 事務手続きの簡素化に向けて基金協会へアンケート調査を実施し、アンケート結果を踏まえ、以下の2案件の事務簡素化を行うこと

①求償権回収報告の漁保システム内での報告

従来のメールでの報告を廃止し、漁保システム内での報告ができるようシステムを改修

②漁業信用保証保険事業助成金実績報告書の様式変更

自由記載であった助成金実施内容について、選択式とする様式に変更

以上

## 令和7年度漁業信用保険業務運営の検証について

### I 趣旨

第5期中期計画における令和7年度計画に基づき、「社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」及び「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」について検証を行った。

併せて、「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち、「保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「適切な求償権の管理・回収の取組の促進」に係る業務についても中期目標達成を図る観点から検証を行っており、それぞれの検証結果について以下のとおり報告する。

### II 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

#### 1. 海洋環境や漁船漁業の構造変化、成長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの的確な把握

保険引受額は9月末累計では増加しているものの、今後、主要魚種の深刻な不漁や漁船建造経費や燃料・資材価格の高騰等により、経営体の設備投資意欲の減退があった場合は、設備資金に係る保険引受額の減少もあり得る。

そのような環境の中で、成長が見込まれる分野の動向を踏まえた新たな資金ニーズを把握し、拡大余地のある引受対象に係る取組みを促進する必要がある、その取組みについて検証を行った。

#### (1) 令和7年度における重点取組みについて

##### ①海業への取組み

今年度より政府においても予算措置が行われるなど、各地における取組が本格的に始動しているところ、海業に関する保証引き受けの推進へ向けて、基金協会が漁業者から相談を受けた際の一助となるよう、水産庁が作成した「海業の取組事例集」の中から、漁業近代化資金の融資対象となる取組を整理した「海業ブックレット」を作成し、基金協会を対象に説明会を実施した。

##### ②スマート水産業への取組み

JFマリンバンク水産業連絡会議に参加し、スマート水産技術等について情報収集を行うとともに、主務省とも11月に意見交換を行った。スマート水産業については、更なる需要が見込まれるため、今後、各基金協会に対して説明会を実施するとともに、当該説明会に水産庁やスマート機器を取り扱う業者を招いて各種情報提供を行うことも検討し、保証推進を図っていく。

### ③事業資金の保険料率の見直し

「漁業近代化資金の補完融資」及び「日本政策金融公庫との協調融資」について、制度的理由から事業資金を活用せざるを得ず、同一の設備等に係る融資の中で、或いは協調融資の相手側の違いで異なる料率が適用されている実態がある。

これらの事業資金について、近代化資金の保険料率を適用することとしており、設備資金に係る保証・保険のより確実な引受や、従来、地元金融機関の低利な融資で行われていた協調融資部分の取り込みを図ることにより、保証残高の増加につなげていく。

### (2) 令和8年度以降の対応

令和7年9月累計では保険引受額は前年数値を上回っているものの、保険引受残高については前年数値を下回っており、目標達成には予断を許さない状況である。(下表、保険業務実績の推移を参照)

令和7年度の取組みについては、成果がすぐに反映するものではないが、将来に向けた布石を数多く打つことで、安定的に保険引受残高が2,000億円を維持していく必要がある。

そのためにも令和7年度の取組みの効果なども踏まえつつ、引き続き、新たな技術や取組の普及状況や融資・保証の活用状況を収集し、資金ニーズや保証ニーズの的確な把握に努め、基金協会の保証推進への支援をしていく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年9月
保険引受額 (累計)	93,093	69,143	59,035	55,489	57,896	31,288
前年比	125.6%	74.3%	85.4%	94.0%	104.3%	103.7%※
件数 (累計)	6,277	4,082	3,571	3,354	3,211	1,453
前年比	127.4%	65.0%	87.5%	93.9%	95.7%	97.5%※
保険引受残高	213,214	212,844	208,211	203,389	200,650	203,304
前年比	107.5%	99.8%	97.8%	97.7%	98.7%	99.3%※

※令和7年9月の前年比は前年同月との比較

## 2. 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した制度利用促進

令和6年度末の保険引受額579億円に対して近代化資金343億円(59%)、一般資金等236億円(41%)となっており、また、系統金融機関における引受額546億円(94%)となっている。

今後も水産庁、基金協会と連携しながら、主要な引受対象である近代化資金の引受を確実に確保しつつも、一般金融機関に対する保証等、これまで引受実績の少ない保証についても引受を促す必要がある。

## (1) 令和7年度の取組状況について

### ①漁業信用保証保険制度の周知

全国漁業信用基金協会と共同で作成した「タオル」及び「2026年カレンダー」を信用基金及び基金協会による制度普及媒体として関係先に配布したほか、シーフードショーに職員が参加し、水産業者や新聞社等にパンフレットを配布するなど、行政や系統団体、融資機関、漁業者等に対して漁業信用保証保険制度の周知を図った。

### ②漁業信用基金協会との連携促進

各基金協会が参加する4協会連絡協議会および基金協会ブロック会議（北海道東北ブロック（9月実施）・山陽四国ブロック（1月予定））の参加やWeb説明会の実施により、信用保険業務の概況、事業資金の保険料率の見直し等について意見交換を行い、基金協会の理解促進を図るとともに更なる普及促進への働きかけを行った。

また、漁業信用保証保険事業助成金については、「保証推進」「期中管理」「回収促進」を中心に配分を行っているが、従来から事務費の一部として交付している「協会経費見合」を減少させ、系統外契約の実績を評価する「協会独自取組」に配分を振り替えることで一般金融機関の保証引受の取組みを促した。

## (2) 令和8年度以降の対応

基金協会ブロック会議等における意見交換については、円滑な業務推進や業務の質の向上といった効果が期待できることから、今後も積極的に実施していく。

また、パンフレットや制度普及媒体等については、制度の周知や関係先とのコミュニケーションを促進する基本的ツールであることから、必要に応じて更新を行うとともに、水産関係のイベントにも積極的に参加していく。

さらに、漁業信用保証保険事業助成金については、本年度の交付結果も踏まえつつ、より制度普及につながる配分方法を検討していく。

## Ⅲ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

### 1. 保険引受審査について

令和7年度年度計画において、大口保険引受案件の財務状況等の信用リスクに応じた引受審査を実施すること、運転資金の適正な引受規模の考え方等に沿った引受を実施すること及び基金協会に適確な保証審査を促す取組を行うこととしており、その取組状況について検証を行った。

## (1) 令和7年度の取組状況

### ①大口保険引受案件の財務状況等の信用リスクに応じた引受審査について

上半期に申請のあった大口事前協議全件（19件）について、提出された財務諸表等をもとに信用リスクを分析し、必要に応じて財務の健全性の詳細を確認して実態把握を行うなど適正な審査に努め、諾否の判断を行った。

なお、過去20年間の引受事故率は、事前協議案件が1.2%、事前協議外案件が2.7%となっており、事前協議が引受全体の事故率抑制に一定の効果を果たしているものとする。

表 事故率比較（平成17年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

	引受額		代位弁済額		引受事故率
	金額	構成比	金額	構成比	
全体	1,722,303	100.0%	42,020	100.0%	2.4%
事前協議外	1,435,981	83.4%	38,509	91.6%	2.7%
事前協議	286,322	16.6%	3,511	8.4%	1.2%
うち運転資金	1,140,552	66.2%	28,314	67.4%	2.5%
事前協議外	981,790	57.0%	25,925	61.7%	2.6%
事前協議	158,762	9.2%	2,388	5.7%	1.5%
うち設備資金	500,868	29.1%	4,513	10.7%	0.9%
事前協議外	394,144	22.9%	4,285	10.2%	1.1%
事前協議	106,724	6.2%	228	0.5%	0.2%
うち旧債振替	69,628	4.0%	9,193	21.9%	13.2%
事前協議外	48,792	2.8%	8,298	19.7%	17.0%
事前協議	20,836	1.2%	895	2.1%	4.3%

※旧債振替は保証付きから保証付きの借換、経営安定資金（部分保証）、借換緊急融資資金（制度資金）

## ②運転資金の適正な引受規模の考え方等に沿った引受実施について

上半期に申請のあった運転資金に係る大口事前協議全件（11件）の審査において、資金の必要性、金額の妥当性、返済確実性の観点から、資金繰り計画や操業計画等の精査、運転資金の適正規模を検証し、必要に応じて融資機関等が行う期中管理体制等の状況確認を行った。

その結果、全案件、旧債振替に該当するものはなく、適正規模の範囲内の運転資金であることが確認された。

また、下記③に記載の「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」において、運転資金の事例を掲載し、基金協会に提示しており、運転資金の適正な規模の考え方等の浸透を図った。

## ③漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す取組について

全ての大口事前協議案件について、「審査のポイント」を活用し、基金協会の保証審査の判断、説明が適確に行われているか検証を行い、必要に応じて、償還の蓋然性の判断に必要な事業計画の評価に関する意見交換（ストレス掛けの必要性等）を行い、基金協会に適確な保証審査を促した。

また、基金協会と信用基金での審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意いただきたい審査ポイント等の共有を図るため、令和6年度に大口事前協議を行った案件に焦点を当てて、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事

前協議における信用基金の審査視点」を作成し、基金協会に提示した。

## (2) 令和8年度以降の対応

大口事前協議を行うことで、基金協会における適正な保証審査への牽制機能が働き、保証保険の事故率低減に一定の効果がもたらされていると考えられる。

また、大口事前協議を通じた基金協会との意見交換等を行い、引き続き適確な保証審査を促すことが事故率低減に有効と考え得るため、上記取組を継続する。

## 2. 期中管理について

関係機関との適切な役割分担による望ましい期中管理の実現に向けて、令和5年度に「期中管理強化に向けた共通審査項目と期中管理の行動指針」を定めたものの、令和6年度取組において、この行動指針に基づく期中管理に取り組む県域はごく少数にとどまり、多くの県域が従来からの期中管理を継続する意向であることが把握された。このため、それらの県域の実態把握を行うこととし、延滞率のトレンド等を参考にモニタリング先の選定を行った。今年度は以下の取組を行った。

### (1) 令和7年度取組状況について

関係機関において共通ヒアリングシートを作成し、モニタリング先候補から選定した2県域に対し、メールによる実態把握を行った。2県域においては、取組全体において問題点は認められなかったが、懸念・不安事項が確認されたところについては、気づきとして当該県域に報告した。

### (2) 令和8年度以降の対応

他の県域についても同様のヒアリングを行い、各県域の期中管理内容を確認し、相互に比較することによって、改めて課題を認識することや解決策を見出すことが期待できるので、引き続き、実態把握を行うことが有効と考えられる。なお、課題が認識された場合、関係機関と連携し、対応策を検討することにより、融資機関及び保証機関において、よりきめ細やかな期中管理が図られるよう向上を促していくことも求められる。

## IV 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

令和6年度までに、基金協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や、他の保証機関における求償権の管理状況についての調査を行い、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し基金協会に示すとともに、求償権のサービサーへの譲渡を可能とするための基金協会の求償権の免除等の規程（例）の改正、償却等の判断を容易にするための基金協会の求償権償却基準（例）及び管理停止基準（例）の見直しの検討を進めてきた。今年度は以下の取組を行った。

## 1. 令和7年度の取組状況について

償却等の判断を難しくし、償却等をためらう要因となり得る規定がないかとの観点から、基金協会の求償権償却基準（例）及び管理停止基準（例）の見直し案を全国漁業信用基金協会と作成し、水産庁の了承を得た。規程の見直しが一区切りついたことから、ガイドライン（案）を取り纏め、基金協会に対し意見募集を行った。基金協会から複数の意見があり、信用基金の回答を示したところ理解が得られたため、水産庁へも共有し特段の意見も無かったことから、令和7年7月にガイドラインを策定し基金協会に提供し、ブロック会議において、ガイドラインの説明を行った。

## 2. 令和8年度以降の対応

引き続き、各種会議においてガイドラインの説明を積極的に行い、基金協会へガイドラインの周知を図るとともに、必要に応じて助言を行うことにより、固定化求償権の解消を促していくことが求められる。

## V その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上のため、主に以下の取組を実施し、事務処理の適正化及び簡素化を図った。

### 1. 漁業信用保険業務に関する各事務の処理状況

#### (1) 令和7年度の取組状況について

年度計画において、保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程内に確実に案件の処理を行うこととしており、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。

#### 【定量的指標の達成状況】

令和7年度上半期における定量的指標の達成状況は、下表のとおりである。

いずれの事務についても、処理率100%であり、指標値（処理率80%）を大きく上回った（下表 標準的な処理機関・日程及び各事務の処理状況）。

表 標準的な処理の期間・日程及び各事務の処理状況

	標準的な処理の 期間・日程	対象件数	標準的な処理の期 間・日程内の処理 件数	処理率
大口保険引受事前協議	10 営業日	19 件	19 件	100%
保険金支払審査	22 営業日	6 件	6 件	100%
短期資金貸付審査	借入申込書受理 後3 営業日	0 件	0 件	100%
保険通知の処理・保険料徴求				

基金協会からの保険料納付期限	毎月末日まで	24 件	24 件	指標設定なし
基金協会からの保険通知書等提出期限	前月 20 日まで	18,872 件	18,872 件	〃
信用基金からの保険料支払請求書の送付	納付月の 15 日頃	24 件	24 件	〃
納付回収金の収納				
基金協会からの回収納付金の納付期限	毎月末日まで	24 件	24 件	〃
基金協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限	前月末まで	24 件	24 件	〃
信用基金からの回収金納付通知書の発出	納付月の 15 日頃	24 件	24 件	〃
長期資金貸付審査				
基金協会からの借入申込書の提出期限	貸付予定日の 7 営業日前まで	11 件	11 件	〃

## (2) 令和 8 年度以降の対応

今後も、保険引受及び保険金支払等に係る各事務について、標準的な処理の期間又は日程に従って確実に処理を行う。

## 2. 漁業信用保険業務に関する手続の簡素化状況

令和 7 年 9 月に保険引受けや保険金支払等に係る事務手続きの簡素化について、基金協会へアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、実現可能性を検討した結果、以下の 2 案件について手続きの簡素化を行うこととした。

### (1) 令和 7 年度において手続きの簡素化を実施する案件

#### ① 求償権回収報告についての漁保システム内での報告

求償権回収報告について、メールによる報告を廃止し、漁保システムに報告機能を追加する簡素化を基金協会に提案したところ、87%の基金協会から賛同が得られた。

このため、求償権回収報告事務については、回収額チェック機能を追加する漁保システム改修を令和 8 年 2 月末までに完了し、同年 3 月からメール報告不要とする運用を開始予定。

#### ② 漁業信用保証保険事業助成金実績報告書

現行の実績報告様式が自由記載のため、同一内容でも記載内容や表現にばらつきもあり、信用基金においても集計上の負担があるため、令和 8 年度報告分より、過去の報告の頻出事項を選択項目として組込む様式に変更した。

**(2) その他改善要望が多かった案件について**

**① 具体的な案件（改善要望があった基金協会支所の割合）**

- ア. 大口保証引受予定案件に係る基金協会の意見書（51%）
- イ. 被保証人の金融取引状況に関する書類（44%）
- ウ. 求償権の回収見込みに関する書類（21%）
- エ. 代位弁済に関する基金協会の意見書（13%）
- オ. 金融機関の調査意見を付した債務保証協議に関する書類（8%）

**② 令和8年度以降の対応**

ア：大口保証引受予定案件に係る基金協会の意見書については、記載例を作成し、令和8年度第1四半期に基金協会に提示する予定。

イ～オ：書類の必要性を再確認するとともに、記載例の作成、フォーマット化によって簡素化が可能か検討し、令和8年度第1四半期に方向性を基金協会に提示する予定。

以上